

京都市告示第133号

京都芸術センターの指定管理者である財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成22年6月18日

京都市長 門川大作

京都芸術センターについて平成22年7月14日（水）から平成22年7月16日（金）までを臨時休所とする。

（理由）

当該期間については、祇園祭山鉦巡行の直前の時期に当たり、京都芸術センター入口に面している室町通付近が出店等で非常に混雑し、センター運営に支障を来す恐れがあるため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）